



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第666号 令和6年2月2日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
72	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	管財課
73	同	同
74	同	同
75	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
76	指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同
77	漁船損害等補償法の規定による同意を求め るための事前届出があった件	漁業管理調整課
78	地籍調査の成果を認証した件	農山漁村振興課
79	保安林予定森林に関する通知を受けた件	森林整備課
80	同	同

【公安委員会規則】

番号	表題	担当課名
2	刑事訴訟法第189条第1項及び第199 条第2項の規定に基づく司法警察員等の指 定に関する規則の一部を改正する規則	

徳島県告示第七十二号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年二月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 落札に係る物品等の名称及び数量

徳島県立総合看護学校ほか十七施設で使用する電気

調達期間における予定使用電力量の合計 三、七、七、〇〇〇キロワットアワー

契約電力 仕様書による。

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県経営戦略部管財課

徳島市万代町一丁目一番地

三 落札者を決定した日

令和五年十二月二十一日

四 落札者の氏名及び住所

日本エネルギー総合システム株式会社

香川県高松市林町一九六四番地一

五 落札金額

一億千四百五十万五千六百二十四円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日

令和五年十月三十一日

徳島県告示第七十三号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年二月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
徳島県消防防災航空隊及び徳島県警察航空隊ほか十一施設で使用する電気
調達期間における予定使用電力量の合計 二、八九三、二〇〇キロワットアワー
契約電力 仕様書による。
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県経営戦略部管財課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和五年十二月二十一日
- 四 落札者の氏名及び住所
日本エネルギー総合システム株式会社
香川県高松市林町一九六四番地一
- 五 落札金額
九千四百二十二万九千四百六十六円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和五年十月三十一日

徳島県告示第七十四号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年二月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 落札に係る物品等の名称及び数量

徳島県立農林水産総合技術支援センター水産研究課鳴門庁舎ほか十一施設で使用する

電気

調達期間における予定使用電力量の合計 一、一六三、一〇〇キロワットアワー

契約電力 仕様書による。

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県経営戦略部管財課

徳島市万代町一丁目一番地

三 落札者を決定した日

令和五年十二月二十一日

四 落札者の氏名及び住所

日本エネルギー総合システム株式会社

香川県高松市林町一九六四番地一

五 落札金額

三千八百五十六万七百三十四円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日

令和五年十月三十一日

徳島県告示第七十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年二月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者	所在地	名称	指定居宅サービス事業を行う事業所	所在地	サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止の年月日
特定非営利活動法人 ゆいまーる	阿波市吉野町柿原字小笠前三七四番地	ヘルパーステーション ゆいまーる	徳島市南蔵本町三丁目三五番二号	訪問介護	令和五年十一月二十四日	令和五年十二月三十一日	
合資会社みつば	徳島市八万町上福万二二〇番地一三	訪問看護ステーションみつば	同 八万町上福万二二〇番地一三	訪問看護	同 二十八日	同	
社会福祉法人愛心会	小松島市中田町字新開五八番地	デイサービスセンター 元気	阿南市那賀川町芳崎三六六一	通所介護	同 二十七日	令和六年一月一日	

徳島県告示第七十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年二月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者	名 称	合資会社みつば
	所 在 地	徳島市八万町上福万二二〇番地一三
指定介護予防サービス事業を行う事業所	名 称	訪問看護ステーションみつば
	所 在 地	徳島市八万町上福万二二〇番地一三
サービスの種類	種 類	介護予防訪問看護
廃止の届出の受理日	の 受 理 日	令和五年十一月二十八日
廃止	年 月 日	令和五年十二月三十一日

徳島県告示第七十七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次の一のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和六年二月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

鳴門市瀬戸町北泊字北泊二七八番地

赤川 哲夫

同

五三〇番地の七

元木 照夫

2 加入区

北泊加入区

3 漁船損害等補償法第一百二十二条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

北泊漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和六年二月二日から同月十六日まで

2 縦覧場所

鳴門市瀬戸町北泊字北泊二〇九番地六地先

北泊漁業協同組合

徳島県告示第七十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第一項の規定に基づき、阿波市長、三好市長及び那賀町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和六年二月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 阿波市に係る地籍調査

1 調査を行った者の名称

阿波市

2 調査を行った時期

令和二年度及び令和三年度

3 成果の名称

阿波市 吉野西条三地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

阿波市吉野町大字西条の一部（吉野西条三地区）

5 認証年月日

令和六年一月二十四日

二 三好市に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

三好市

(二) 調査を行った時期

令和二年度及び令和三年度

(三) 成果の名称

三好市（西祖谷山村西岡向・後山向・後山の一部）の地籍図及び地籍簿（西岡六

地区）

(四) 調査を行った地域

三好市西祖谷山村西岡向・後山向の全部及び後山の一部（西岡六地区）

(五) 認証年月日

令和六年一月二十四日

2 (一) 調査を行った者の名称

三好市

(二) 調査を行った時期

令和二年度及び令和三年度

(三) 成果の名称

三好市（山城町下名の一部）の地籍図及び地籍簿（山城四十八地区）

(四) 調査を行った地域

三好市山城町下名の一部（山城四十八地区）

(五) 認証年月日

令和六年一月二十四日

3 (一) 調査を行った者の名称

三好市

(二) 調査を行った時期

令和二年度及び令和三年度

(三) 成果の名称

三好市（井川町井内東の一部）の地籍図及び地籍簿（井川四十二地区）

(四) 調査を行った地域

三好市井川町井内東の一部（井川四十二地区）

(五) 認証年月日

令和六年一月二十四日

4 (一) 調査を行った者の名称

三好市

(二) 調査を行った時期

令和二年度及び令和三年度

(三) 成果の名称

三好市（池田町漆川・松尾の各一部）の地籍図及び地籍簿（三縄十四地区）

(四) 調査を行った地域

三好市池田町漆川・松尾の各一部（三縄十四地区）

(五) 認証年月日

令和六年一月二十四日

5 (一) 調査を行った者の名称

三好市

(二) 調査を行った時期

令和二年度及び令和三年度

(三) 成果の名称

三好市（池田町大利の一部）の地籍図及び地籍簿（三縄十五地区）

(四) 調査を行った地域

三好市池田町大利の一部（三縄十五地区）

(五) 認証年月日

令和六年一月二十四日

6 (一) 調査を行った者の名称

三好市

(二) 調査を行った時期

令和二年度及び令和三年度

(三) 成果の名称

三好市（東祖谷京上の一部）の地籍図及び地籍簿（京上一地区）

(四) 調査を行った地域

三好市東祖谷京上の一部（京上一地区）

(五) 認証年月日

令和六年一月二十四日

三 那賀町に係る地籍調査

- 1 (一) 調査を行った者の名称
那賀町
 - (二) 調査を行った時期
平成二十九年度から令和三年度まで
 - (三) 成果の名称
那賀町古屋の地籍図及び地籍簿（古屋一地区）
 - (四) 調査を行った地域
那賀郡那賀町古屋の一部（古屋一地区）
 - (五) 認証年月日
令和六年一月二十四日
- 2 (一) 調査を行った者の名称
那賀町
 - (二) 調査を行った時期
令和元年度から令和三年度まで
 - (三) 成果の名称
那賀町白石の地籍図及び地籍簿（白石二地区）
 - (四) 調査を行った地域
那賀郡那賀町白石の一部（白石二地区）
 - (五) 認証年月日
令和六年一月二十四日
- 3 (一) 調査を行った者の名称
那賀町
 - (二) 調査を行った時期
令和元年度から令和三年度まで
 - (三) 成果の名称
那賀町寺内の地籍図及び地籍簿（寺内地区）
 - (四) 調査を行った地域
那賀郡那賀町寺内の一部（寺内地区）
 - (五) 認証年月日
令和六年一月二十四日
- 4 (一) 調査を行った者の名称
那賀町
 - (二) 調査を行った時期
平成二十九年度から令和三年度まで
 - (三) 成果の名称
那賀町小泉の地籍図及び地籍簿（小泉地区）
 - (四) 調査を行った地域
那賀郡那賀町小泉の一部（小泉地区）
 - (五) 認証年月日
令和六年一月二十四日

- 5
(一) 調査を行った者の名称
那賀町
- (二) 調査を行った時期
令和二年度及び令和三年度
- (三) 成果の名称
那賀町木頭助の地籍図及び地籍簿(助三地区)
- (四) 調査を行った地域
那賀郡那賀町木頭助の一部(助三地区)
- (五) 認証年月日
令和六年一月二十四日

徳島県告示第七十九号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年二月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

吉野川市美郷字花地一〇の二、一一四

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第八十号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年二月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

三好郡東みよし町西庄字桑内一八二、二二六から二一八まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字桑内一八二・二二六から二一八まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県公安委員会規則第二号

刑事訴訟法第八十九条第一項及び第九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年二月二日

徳島県公安委員長 北 島 義 貴

刑事訴訟法第八十九条第一項及び第九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第八十九条第一項及び第九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和二十九年徳島県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「刑事訴訟法第九十九条第二項」を「刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第九十九条第一項」に改め、「司法警察員」の下に「及び同法第二百一条の第二項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員」を加える。

附 則

この規則は、令和六年二月十五日から施行する。